

○農林水産省告示第千百八十七号

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示を次のように定める。

令和三年七月十五日

農林水産大臣 野上浩太郎

農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示  
 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村は、次のとおりとする。

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
北海道	七飯町	平成二十八年十月一日
岩手県	盛岡市	平成三十年七月一日
	滝沢市	平成三十年七月一日
新潟県	紫波町	平成二十九年八月一日
	新潟市	平成二十八年六月一日

兵庫県	京都府	滋賀県	愛知県		長野県		福井県	富山県				
神戸市	京都市	近江八幡市	豊田市	高森町	伊那市	飯田市	越前市	鯖江市	福井市	富山市	見附市	長岡市
平成二十九年一月一日	平成三十一年四月一日	平成二十八年十月一日	令和四年一月一日	平成二十九年七月一日	平成三十一年一月四日	平成二十八年九月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年十月一日	平成三十一年四月一日	平成二十九年一月一日	平成三十年十月一日	平成二十八年六月一日

岡山県	岡山市 高梁市 美作市	平成二十八年六月一日 平成二十八年六月一日 平成三十一年四月一日
広島県	広島市	平成二十九年四月一日
福岡県	久留米市 那珂川市	平成二十九年四月一日 平成二十九年四月一日
長崎県	諫早市	平成二十八年九月一日
大分県	大分市	平成三十年十月一日

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 次の告示は、廃止する。

一 平成二十八年六月一日農林水産省告示第千二百五十号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の

二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）

- 二 平成二十八年九月三十日農林水産省告示第千八百八十六号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）
- 三 平成二十八年十二月二十八日農林水産省告示第二千五百七十四号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）
- 四 平成二十九年三月二十四日農林水産省告示第四百三十九号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）
- 五 平成三十年三月二十三日農林水産省告示第五百九十四号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）
- 六 平成三十年九月十九日農林水産省告示第二千八十六号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）
- 七 平成三十年十二月二十一日農林水産省告示第二千七百五十六号（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）